○文部科学省告示第百二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区	山梨県甲州市	甲州市塩山下小田原字高地京、片瀬及び日照久保の全域並びに上条、鍛治屋向及び金剛銭の各一部 備考　区域に関する図面を、山梨県教育委員会並びに甲州市の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約一五・一ヘクタール

上欄

名称	関係告示
奥家住宅（大阪府泉佐野市南中樫井） 主屋 表門 土蔵	昭和四十四年文部省告示第二百九十二号

中欄

名称及び員数
一棟
附東門及び東西高塀　一棟
附東塀　一棟
附北塀　一棟
宅地 一九三番地

下欄

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
奥家住宅（大阪府泉佐野市南中樫井） 主屋	四棟	居室部　桁行一八・四メートル、梁間一二・一メートル、二重、南面庇付、入母屋造、北面突出部　桁行八・七メートル、梁間五・八メートル、入母屋造 客室部　桁行一一・八メートル、梁間五・九メートル、入母屋造、西面居室との取合部、南面玄関、東面便所及び風呂場附属 総本瓦葺	奥　省一	大阪府泉佐野市羽倉崎二丁目一番四―三〇一号	大阪府泉佐野市南中樫井一九三番地
表門		長屋門　桁行一〇・一メートル、梁間三・〇メートル、東端入母屋造、西端附属屋に接続 附属屋　桁行一〇・八メートル、梁間五・〇メートル、南端入母屋造、北端切妻造 総本瓦葺			
東土蔵		土蔵造、桁行四・九メートル、梁間三・九メートル、二階建、切妻造、南面庇付、本瓦葺			
西土蔵		土蔵造、桁行五・〇メートル、梁間三・四メートル、二階建、切妻造、南面庇付、本瓦葺			
附・東門及び東西高塀　一棟		東門　一間腕木門、切妻造、本瓦葺 東高塀　延長四・六メートル、土塀、桟瓦葺 西高塀　延長一七・三メートル、土塀、潜戸一所付、桟瓦葺 ・南塀　一棟 延長一八・九メートル、土塀、本瓦葺 ・東塀　一棟 延長三〇・八メートル、土塀、潜戸一所付、本瓦葺 ・北塀　一棟 延長四九・六メートル、土塀、裏門一所付、本瓦葺			
附東塀　一棟					
附北塀　一棟					
宅地 一九三番地		一九三二・二三平方メートル 右地域内の築山、池二か所、基壇、井戸、石禿倉を含む			